

### 平成31年度 保育園・認定こども園・小規模保育施設 入園申込み

平成31年度に保育園、認定こども園、小規模保育施設へ入園を希望される方(年度途中からの入園希望を含む)の申し込みを受け付けます。各施設にて施設見学会が行われますので、ご参加ください(申込不要)。

☎ 保育課 ☎ (21) 2 2 3 3

#### 認定こども園、小規模保育施設

##### 入園申込受付期間

認定こども園【幼稚園部分】9月3日～  
認定こども園【保育園部分】・小規模保育施設 9月3日～9月28日  
(土日祝日を除く)

入園申込場所 各園・施設へ直接お申込みください。

(公立) 認定こども園【幼稚園部分】【保育園部分】	施設見学会
認定西方なかよしこども園 (西方町本郷/☎92-2900)	7月23日(月)13時30分受付 7月24日(火)13時30分受付
[私立] 認定こども園【幼稚園部分】【保育園部分】	施設見学会
アルス幼稚園(片柳町1丁目/☎22-0824)	8月25日(土)10時30分開始
アルス南幼稚園(沼和田町/☎23-7155)	8月25日(土)9時30分受付
おおみや幼児教育センター(大宮町/☎28-0038) (旧おおみや幼稚園・ひがしのもり保育園)	8月25日(土)13時受付
國學院大學栃木二杉幼稚園 (片柳町5丁目/☎22-3175)	8月25日(土)9時45分受付
さくら学園SEI(箱森町/☎25-1711)	随時受付
こども園さくら(泉川町/☎24-3900)	8月25日(土)9時45分受付
栃木幼稚園(旭町/☎24-4802)	随時受付及び未就園児体験保育日
ひらかわ幼稚園(大宮町/☎27-0236)	8月25日(土) 10時受付10時30分開始
吹上幼稚園(吹上町/☎31-1543)	8月24日(金)9時45分受付
若葉幼稚園(小平町/☎24-4075)	随時受付及び未就園児体験保育日
おおひらふじ幼稚園(大平町富田/☎43-3665)	8月31日(金) 10時受付10時30分開始
大平みなみ幼稚園(大平町西水代/☎43-3810)	8月23日(木)10時30分開始
バンビ幼稚園(藤岡町大前/☎62-5431)	8月22日(水) 10時受付10時30分開始
ふじおか幼稚園(藤岡町藤岡/☎61-1152)	8月7日(火)・21日(火) 10時30分受付・開始
都賀幼稚園(都賀町家中/☎27-7155)	8月2日(木) 9時40分受付10時開始
岩舟幼稚園(岩舟町静/☎55-2154)	8月22日(水) 9時30分受付10時開始
しずわでら幼稚園(岩舟町静和/☎54-1152)	8月2日(木)・25日(土) 9時45分受付10時開始
[私立] 小規模保育施設	施設見学会
ちびっこランドイオン栃木園(箱森町/☎25-1230)	随時受付
きらら保育園栃木大宮(大宮町/☎25-6118)	
うずま保育園(室町/☎21-8815)	
とちぎメリーランド保育園 (都賀町家中/☎27-5933)	

#### 保育園

入園申込受付期間 9月3日～9月28日(土日祝日を除く)  
入園申込場所 保育課(市役所本庁舎2階)・各総合支所市民生活課  
(8:30～17:15)  
または各園に直接申し込みください。

(公立) 保育園	施設見学会
いまいづみ保育園 (今泉町2丁目/☎22-1022)	7月23日(月)13時30分受付 7月24日(火)13時30分受付
くらのまち保育園(入舟町/☎20-5151)	
おおつか保育園(大塚町/☎27-5343)	
はこのもり保育園(箱森町/☎23-4827)	
大平西保育園(大平町富田/☎43-2545)	
大平南第1保育園(大平町西水代/☎43-2704)	
大平南第2保育園(大平町榎本/☎43-7232)	
藤岡はーとらんど保育園 (藤岡町赤麻/☎62-2355)	
都賀よつば保育園(都賀町原宿/☎29-1234)	
いわふね保育園(岩舟町静/☎55-7900)	
[私立] 保育園	施設見学会
さくら第2保育園(泉川町/☎24-3900)	8月25日(土)9時45分受付
けやき保育園(城内町2丁目/☎23-8905)	8月30日(木)10時受付
大平中央保育園(大平町西野田/☎43-7708)	8月23日(木)10時開始
ひかり保育園(大平町新/☎43-8511)	8月29日(水)9時30分受付
フォレストキッズ保育園 (大平町川連/☎20-0808)	8月22日(水)10時受付
すみれ保育園(岩舟町静/☎55-2318)	8月22日(水)10時受付

後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をご利用ください

世帯の全員が住民税非課税の場合、診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での医療費の支払いが一定額にとどまります。また、入院時の食事が減額になります。

なお、過去に「限度額適用標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、今年度の負担区分が低所得区分に該当する方は、7月下旬に送付する保険証に同封します。

また、8月からは、現役並み所得の一部(課税所得145～689万円)の方にも「限度額適用認定証」が発行されますので、該当

する方は、問合先にて申請してください。  
☎ 保険医療課 ☎ (21) 2 1 3 7  
7月は「青少年の非行・被害防止全国協調月間」

期間中は、国・県・市町村が地域民間団体等と連携しながら非行・被害防止活動を展開します。市では、期間中に有害環境浄化活動として店舗の立入調査や街頭補導などを行います。

#### 青少年健全育成のために

青少年は地域社会で育ちます。地域社会の一員として、共助の精神で明るい地域を作りましょう。青少年の問題行動は、大人にも責任があります。みんなが「交通ルールを守る」などの規範意識を持ち、子どもたちが社会人としての手本を示すことが大切です。

また、青少年を健やかに育てるには、家族団らんとしての家族が果たす役割が大きく、親は常に子を導くよう努めることも大切です。

#### 家庭の日

県は、家族のきずなを大切にするために毎月第3日曜日(ふれあい育む「家庭の日」と定めています。家庭の日には、市や県有施設にて子ども料金の無料化なども行っています。ぜひ家族でお出かけください。

#### とちぎの子ども育成憲章

時代を担うとちぎの子どもたちが、夢や希望を持ち、心豊かでたくましく成長するためには、親はもとより周囲の大人が責任と自覚を持って子どもの成長に関わっていく必要があります。そこで県では、子どもを健全に育てていく基本となるよう「とちぎの子ども

育成憲章」を制定しています。詳しくは栃木県県民権・青少年男女参画課のホームページへ  
青少年に関する相談は気軽にお電話ください

【非行問題・不登校など】直接または電話で青少年育成センター(市役所本庁舎4階・生涯学習課内 ☎(23)6566)へご相談ください。  
【いじめ相談電話】 ☎(24)0667

#### ☆電話相談の共通事項

相談日 毎週月～金曜日  
時間 9時～17時  
☎ 青少年育成センター ☎(23)6566  
※時間外は留守番電話  
平成30年7月～平成31年6月までの国民年金保険料

#### 平成30年度国民年金保険料免除申請

の免除申請は、7月2日(月)から受付を開始します。学生以外の第1号被保険者で、前年の所得が一定基準以下の場合には、保険料の全額免除・一部免除又は納付猶予(50歳未満の方が対象)を受けることができます。退職(失業)された方の所得を審査対象から除外する失業による特例免除の制度もあります。  
申請に必要なもの  
年金手帳/印鑑/雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票(退職された方)/申請される方の個人番号カードまたは通知カード/来庁される方の運転免許証または個人番号カード等ご本人確認ができる書類/委任状(代理人が手続きする場合。様式は問いません)

主(納付猶予は除く)、配偶者の所得も審査対象となります。  
※平成29年度に全額免除・納付猶予が承認されており、翌年度以降も引き続き同じ免除申請を継続申請されている場合には、手続きは不要です。  
場所 保険医療課(市役所本庁舎2階)、各総合支所市民生活課  
☎ 保険医療課 ☎ (21) 2 1 3 4

#### 防災ラジオを販売します

通常のラジオ(A・M・FM)に加え、栃木市からの災害時緊急放送を受信して自動的にラジオを起動させ、緊急情報を伝えるラジオを販売します。  
対象 市内在住の方、市内に事業所のある法人など(※1世帯1台限り、なくなり次第終了)  
金額 7,500円(75歳以上の単身世帯または75歳以上の方のみの高齢者世帯は2,500円)  
申込方法 問合先に電話にて申し込みください。受け取り場所を左記より選択できます(受け取りは申込から2～3週間後)  
ラジオ受取場所 本庁舎2階受付/各総合支所地域づくり推進課/大宮、皆川、吹上、寺尾、国府の各公民館/部屋・真名子の各出張所  
☎ 危機管理課 ☎ (21) 2 5 5 1

#### 県内の雨量・河川水位情報をインターネットで配信しています

河川の水量が多くなる季節です。河川の急な増水や土砂災害には十分ご注意ください。栃木県では、県内の雨量・河川水位情報等をインターネット配信しています。  
☎ 道路河川維持課 ☎ (21) 2 4 0 8  
7月は河川愛護月間  
身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。地元自治会をはじめ、多くの皆さんが草刈りや清掃活動を行っている一方で、依然としてごみの不法投棄も見受けられます。美しい河川を守っていくために、河川の美化と愛護にご協力をお願いいたします。

配信ページ  
http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp  
(※フィーチャーフォン用は、http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/)  
☎ 栃木県河川課 ☎ (028) (623) 2445